

令和3年三重県議会定例会
予算決算常任委員会 教育警察分科会

I 議案補充説明

<予算関係>

議案第89号 「令和3年度三重県一般会計補正予算（第3号）」

【教育委員会関係】 1

令和3年6月21日

教育委員会

I 議案補充説明

議案第89号

令和3年度三重県一般会計補正予算(第3号)

【教育委員会関係】

歳出補正予算

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	補正後の額
教育費	教育総務費	23,561,843	17,746	23,579,589
	小学校費	53,915,166	—	53,915,166
	中学校費	30,011,886	—	30,011,886
	高等学校費	33,040,144	—	33,040,144
	特別支援学校費	12,997,813	—	12,997,813
	社会教育費	598,508	—	598,508
	保健体育費	518,115	—	518,115
合計		154,643,475	17,746	154,661,221

歳出補正予算の内訳

(単位:千円)

事業名	補正前の額	補正額	補正後の額	内容
教育総務費 学校防災推進事業費	12,970	17,746	30,716	学習用端末を活用し、地震発生時の模擬体験や避難時の適切な判断・行動力を身につけることができるよう多言語に対応したデジタルコンテンツを制作する経費の増額。

債務負担行為

【追加】

	事項	期間	限度額 (千円)
1	鈴鹿青少年センターと鈴鹿青少年の森の整備運営事業に係る契約	令和3年度～ 令和22年度	4,213,092
2	上野高等学校旧管理棟耐震改修工事に係る契約	令和4年度	400,000

I 議案補充説明

議案第89号

令和3年度三重県一般会計補正予算（第3号）【教育委員会関係】

鈴鹿青少年センターと鈴鹿青少年の森の整備運営事業について

鈴鹿青少年センター（以下、「センター」という。）は、昭和60年の開所以来35年以上が経過し、施設の老朽化をはじめ、利用者ニーズの変化などの課題もあり、平成29年度から「県有施設の見直し取組」を進めています。

センターおよび鈴鹿青少年の森（以下、「森公園」という。センターと合わせて、「両施設」という。）では、運営管理の効率化や両施設の活性化に向け、県土整備部と連携し、持続可能な公共サービスの展開と収益改善をめざして民間活力の導入を進めることとしました。

1 債務負担行為

両施設の整備運営事業において、民間活力の導入による、魅力ある施設整備と運営管理を実施するため、センターの改修費と17年間の運営維持管理費などから構成される、令和22年度までを期間とする債務負担行為を設定します。

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（以下、「民間資金法（PFI法）」という。）に基づく修繕・運営方式の先行事例では、運営期間を15年から20年としているものが多いことや、森公園のロードサイドエリアで活用する公募設置管理制度（Park-PFI）の規定による事業期間の上限が20年間とされていることから、本事業の事業期間は、令和4年3月から令和23年3月までの約19年間（センター：改修および開業準備期間 約2年間、運営期間17年間）としています。

債務負担行為設定額

令和3年度～令和22年度：総額4,213,092千円

令和5年度	: 1,913,996千円
令和6年度～令和21年度	: 135,225千円
令和22年度	: 135,496千円

2 事業の方向性

(1) コンセプト

青少年をはじめとした、幼児から高齢者までの幅広い世代が、自然に親しみ、学び、楽しみながら心身の健康維持や学習活動等を行うことができ、県内外の方々が集い、にぎわい、つながるような施設、空間をめざします。

(2) 整備運営事業の基本事項

①センターと森公園の一体的運営

利用者の利便性向上や共通管理コストの低減をめざし、両施設の指定管理を一体化し、運営を行います。

②老朽化対策の実施

令和元年度の施設劣化度調査の結果、劣化が進んでいると指摘された施設設備について改修を行います。

③施設機能の向上

学校利用等による集団宿泊研修機能は一定保持しつつ、企業研修、少人数グループなど幅広い世代、県内外の方々による利用が増加するよう、機能向上のための施設改修を行います。

④自主提案施設（民間施設）の設置と運営

利用者のニーズや両施設の価値向上につながるような新しい機能（民間提案）や、両施設の集客や収益に寄与する店舗や施設の新規設置を促します。

3 事業手法

根拠とする法令・制度については、以下のとおりです。

○センター：民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（民間資金法（PFI法））に基づく修繕・運営方式

○森公園：都市公園法に基づく公募設置管理制度（Park-PFI）

○両施設：地方自治法に基づく指定管理者制度

なお、センターの管理業務における「利用料金の收受や設定」、「施設の使用許可」については、民間資金法（PFI法）では行うことはできないことから、指定管理者制度で対応します。

4 事業計画

令和3年度については、入札公告、事業者選定、契約締結と手続きを進め、センターについては令和4年度に設計等、令和5年度に改修工事等を行い、令和6年度にリニューアルオープンを予定しています。

なお、令和5年度は改修工事に伴い、休館予定としています。

時期		当面の主な手続きスケジュール（予定）
令和3年 7月	中旬	・第1回選定委員会 (内容：入札公告時公表資料、落札者決定基準等の検討)
8月	中旬	・入札公告（入札説明書および要求水準書等の公表）
11月	中旬 下旬	・入札書および事業提案書の提出締切 ・第2回選定委員会 (内容：事業提案書を基にした意見交換)
12月	中旬 下旬	◎事業者選定過程の報告（常任委員会報告） ・第3回選定委員会（内容：ヒアリング審査、選定）
令和4年1月		・基本協定の締結
2月		◎条例改正案【利用料金の改正】、事業契約締結議案、指定管理者の指定議案の提出

◎：議会・常任委員会関連事項

【参考】事業スキームのイメージ

